第4章 みどりのまちづくりを推進する基本施策

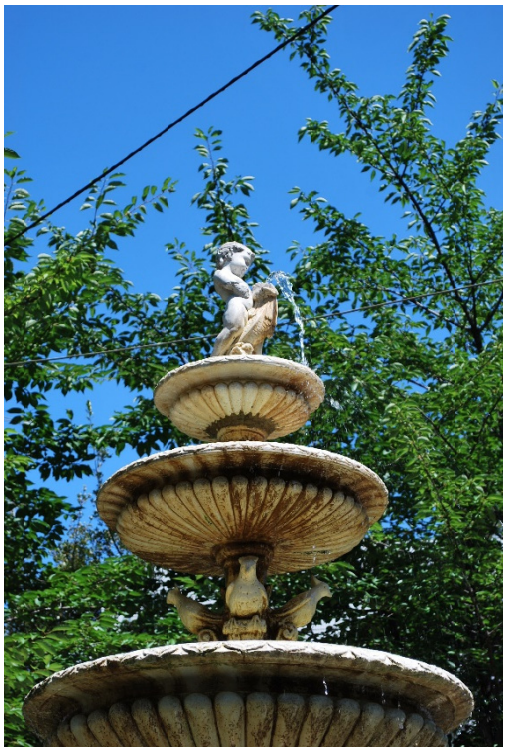

1　基本施策の体系

４つの基本方針に基づきみどりのまちづくりを進めていくために、以下の 27 の基本施策に取り組みます。

基本方針		基本施策	
みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全
		2	丘陵・斜面のみどりの保全
		3	農地とため池の保全
	今ある公共のみどりを次世代へ継承する	4	公園・緑地の適切な維持管理
		5	大学のみどりの保全
		6	道路のみどりの適切な維持管理
		7	河川と水路の適切な維持管理
みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す	8	商業地・業務地の緑化
		9	住宅地の緑化
		10	公共施設の緑化
		11	身近な公園・緑地の新規整備
	地域に応じたみどりの拠点をつくる	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出
		13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備
みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める	14	拠点・骨格となるみどりの保全
		15	ネットワーク軸となるみどりの形成
		16	在来生物の生息・生育環境の保全
	今ある公園・緑地を充実する	17	公園・緑地の再整備
		18	公園の運営管理
	人と地域を育む場としてみどりを活かす	19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発
		20	みどりが持つ多様な効果の活用
市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる	21	花とみどりの情報センターの充実
		22	みどりの人材育成
		23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
		24	みどりの助成制度の見直し
	市民参画・協働による取組を進める	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
		26	みどりの調査と研究
		27	「緑化推進基金」の有効活用

2 基本施策

基本施策は、みどりのまちづくりを進めていくうえで、基本となる取組の方針として設定しています。以下に示す基本施策の内容は、基本施策ごとの必要性、取組の現状、課題などの整理を踏まえて、経常的なものを含む取組の方向性を示すものとしています。

みどりを継承する

①今ある民有地のみどりを次世代へ継承する

基本施策 1　住宅地のみどりの保全

住宅地のみどり

集合住宅や戸建住宅などで育まれ、定着してきたみどりは、市民の暮らしを彩るとともに、安心・安全を醸成する身近なみどりとして、快適な住環境を形成するうえでかけがえのないものとなっています。

吹田市では、「みどりの協定（みどりの保護及び育成に関する協定）」の締結、「生垣等緑化推進助成」の運用、「緑地協定」の認可、「保護樹木」・「保護樹林」の指定、開発事業者に対する誘導・指導など、様々な制度・手法を活用しながら住宅地のみどりを守り、つくり、育んできました。しかし近年、特に千里ニュータウンでは、集合住宅の建替えと戸建住宅の宅地分割に伴うみどりの減少傾向がみられ、これまで育まれてきた住宅地のみどりを今後も守っていくことが課題となっています。

このため、これまで行ってきた取組を一層促進するとともに、制度・手法の充実を図ることにより、住宅地のみどりを次世代へ継承していきます。

基本施策 2　丘陵・斜面のみどりの保全

丘陵・斜面のみどり

市全域において市街化が進む吹田市において、丘陵・斜面のまとまったみどりは、都市の骨格を構成しており、潤いある風致景観を形成することに加え、地球温暖化の防止や生物多様性の確保などの面でも大変貴重な財産であるといえます。

丘陵・斜面のみどりは、神社周辺の鎮守の森、名神高速道路のみどり、グラウンド・社宅・厚生施設などの企業所有地のみどりなどにより構成されていますが、近年の千里丘における宅地開発にみられるように、企業所有地のみどりは急激に減少しています。

このため、土地の開発が進む丘陵・斜面のみどりについては、開発事業者に対する誘導・指導や土地所有者への支援などにより、立地条件に応じて適切に保全し、市民、事業者と共に次世代へ継承していきます。

基本施策 3　農地とため池の保全

農地

農地とため池は、農作物供給の場としてだけではなく、レクリエーションの場、環境教育の場、火災時の延焼防止や保水・遊水機能による雨水流出抑制といった災害抑制の場、生き物の生息空間の確保や地下水の涵養といった環境保全の場としての役割を担う重要なみどりといえます。

平成 26 年度（2014 年度）末現在における市内の農地面積約 56.8ha のうち、「生産緑地地区」指定面積は約 52.77ha であり、市内に残存する農地の大半は、「生産緑地地区」の指定を受けています。一般的に「生産緑地地区」は、緑地の永続性に一定の担保性を有しているとされていますが、近年の吹田市における「生産緑地地区」の面積は、減少傾向にあります。また、平成 34 年（2022 年）頃には、多くの「生産緑地地区」が、指定から 30 年を迎え、買取申出ができるようになり、土地所有者から買取申出がなされ、市が買い取らない場合には、指定が解除されるため、これらの機能を保全することが困難となります。さらに、「生産緑地地区」の指定を受けていない農地の面積は、より著しい減少傾向にあり、開発事業などによる農地の消滅や、農業従事者の高齢化により、適切な手入れがされない状態で放置されてしまうことが課題となっています。

このため、人口、土地利用、地域経済、地球環境、インフラなどを含む広い視野のもと、まちづくりのグランドデザインとして、農地とため池を多面的に評価したうえで、そのあり方を再検討します。併せて、指定が解除される「生産緑地地区」のうち、特に重要なものについては、買い取りを検討するとともに、農業を継続するための土地所有者への支援や、「市民農園」としての活用などにより、民有地の農地とため池を保全していきます。

②今ある公共のみどりを次世代へ継承する

基本施策 4　公園・緑地の適切な維持管理

片山公園

吹田市には、多くの公園・緑地が計画的に整備されています。大規模な公園・緑地では豊かなみどりが育まれており、特に万博記念公園や千里緑地などは吹田市のシンボルとして、市民に愛され続けています。また、身近な公園・緑地は、市民が日常的にみどりにふれあい、憩い、集える空間として利用されています。

公園・緑地には設置して以降 30 年以上が経過したものも多くあります。これらの公園・緑地を積極的に守り、次世代へ継承していくためには、施設の点検・修理、除草・剪定、清掃・美化・防犯活動などを日常的に行うだけではなく、施設の計画的な長寿命化対策や、樹木の定期的な健全度調査と調査結果に基づく改善処置などにより、安心性、安全性、快適性を確保する必要があります。また、自然豊かな緑地や公園・緑地内の水辺などでは、樹木や草花などの特性や生き物の生息・生育に配慮した管理を行うことも重要です。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、照明電球のＬＥＤ化など長寿命型の器具の導入や維持管理業務の委託内容の見直しなどを通じた更なる業務の効率化に努めます。また、人と生き物にとって、安心、安全、快適な場となるよう、また公園・緑地が持つ機能を最大限に発揮させるよう、市民、事業者を始め、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら公園・緑地を適切に維持管理していきます。

基本施策 5　大学のみどりの保全

大阪大学

吹田市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館があり、全国でも有数の大学のあるまちです。これらの格調高く、より質の高い教育環境を求める大学では、豊かなみどりが育まれており、市民が身近にふれあえるまとまったみどりとなっています。

大阪大学と千里金蘭大学のみどりは、万博記念公園と千里緑地、千里北公園を結び、みどりのネットワークを形成する重要な存在となっています。「風致地区」内にある関西大学のみどりは、大学の敷地のうち 30%以上を占めています。平成 26 年（2014 年）に開学した大和大学のみどりは、隣接する片山公園、片山神社の鎮守の森と一体的に配置されています。大阪学院大学のみどりは、市域南部の市街地にあって、市民に潤いと安らぎをもたらす貴重な存在となっています。国立民族学博物館は、自然豊かな万博公園内に位置しています。

これまで、「保護樹木」の指定や開発事業の際の誘導・指導などにより、大学と連携・協力しながら大学のみどりを保全してきましたが、校舎の建替えなどの際に、新たな緑化がなされる一方で、もとあった自然が減少するなど、みどりの量と質の両面からの保全が近年の課題となっています。

大学との連携・協働体制を一層強化し、大学のみどりを保全するとともに、適切に維持管理しながら次世代へ継承していきます。

基本施策 6　道路のみどりの適切な維持管理

千里山佐井寺線

千里ニュータウンをはじめとする市内の道路では、豊かな街路樹や草花などが育まれてきました。平成 21 年（2009 年）に行ったみどりに関する市民アンケート調査では、吹田市に愛着を感じるところとして、「美しい街路樹がある」と回答する割合が 25.2%であり、平成 5 年（1993 年）に行った同様の調査結果の 12.1%と比較し、その割合が倍増していることから、市民の街路樹に対する評価が高くなっていることが分かります。

一方、一斉に植えられた千里ニュータウンなどの街路樹は、50 年近くの樹齢を重ね、倒伏により市民の生命と財産に危険を及ぼすリスクが高まっていることや、道路によっては、葉や実などの落下、根上がりなどによる通行障害が出はじめ、交通安全上やむを得ず強剪定しなければならない街路樹もあることが課題となっています。

質の高いまちなみを維持するための固定費として適切に予算措置し、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用した日常的な維持管理を着実に実行するとともに、街路樹台帳を整備したうえで、適正な管理の方針を定め、定期的な健全度調査と調査結果に基づく改善処置を行うなど、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、道路のみどりを適切に維持管理していきます。

基本施策 7　河川と水路の適切な維持管理

神崎川

市域南部を流れる神崎川と安威川は、自然環境が残る貴重な水辺となっています。また、神崎川と安威川のほか、吹田市には糸田川、正雀川、山田川などの中小河川、河川に流れ込む多くの水路があります。これらの河川と一部の水路は、まちに潤いを与えるだけではなく、鳥類などの生き物が生息できる水辺として、またみどりの拠点やみどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸として重要な役割を担っており、その保全は必要不可欠です。

神崎川、安威川、糸田川では、大阪府の「アドプト・プログラム」を活用した市民による美化活動が行われており、糸田川では、市民、吹田市、大阪府が連携・協働して堤防と川底の清掃を行う「糸田川クリーン活動」が実施されるなど、積極的な取組が進められています。

今後も、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、適切な維持管理を行い、河川と水路からなる水辺の環境を守り育んでいきます。

みどりを生み出す

①地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す

基本施策 8　商業地・業務地の緑化

地下鉄江坂駅周辺

江坂地区や神崎川河畔などの商業地・業務地は、都心機能が集積された地域経済の中心地として都市基盤が整備される反面、まとまったみどりが乏しく、かつ建物などの密集により新たなみどりを増やすための用地を確保することが難しいという特徴があります。地下鉄江坂駅周辺などでは、これらの特徴を反映したヒートアイランド現象が発生しており（「熱環境（地表面温度較差）マップ」（吹田市、平成 24 年（2012 年）3 月））、風の道の形成や緑陰の創出などによる熱環境問題への対策が必要な地区もあります。

このため、限られた用地の中で可能な限りみどりを確保していくために、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用など、創意工夫を施した緑化に取り組んでいきます。

基本施策 9　住宅地の緑化

集合住宅のみどり

住宅地における中高層建築物などの大規模開発事業は、まちのみどりに影響を及ぼすことから、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた　すまいる条例）」をはじめとする条例の活用と見直し、法制度の活用を広く検討しつつ、開発事業者に対して敷地内の緑化や、公園、緑地又は広場の設置などを適切に誘導していきます。

また、既存の住宅地では、吹田市の住宅の 4 分の 3 が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、そのベランダ部分や沿道部分を管理組合が自主的に花で飾ることを誘導・支援していくとともに、戸建住宅における地先園芸や生垣緑化などを働きかけていきます。

基本施策 10　公共施設の緑化

千里ニュータウンプラザ

公共施設は、市民が日常的に利用する施設であることから、「みどりの保護及び育成に関する条例」において緑化基準を定め、重点的に緑化を進めてきました。その結果、平成 26 年度（2014 年）末現在において、市内にある 241 施設のうち、約 38%にあたる 92 施設が緑化基準を達成しています。

利用者の快適性を向上するとともに、民間施設の緑化を先導していくためにも、建替えや大規模な改築・改修に併せ、これまで以上に公共施設の緑化を進めていきます。特に、小中学校は、公共施設の敷地面積の約 62%を占めており、かつ市内におおむね均等に配置されていることから、公共施設の緑化を進めていく拠点として重要な役割を担っています。行政内部の連携だけではなく、保護者をはじめとする地域ぐるみの取組を進め、小中学校のみどりを充実していきます。

基本施策 11　身近な公園・緑地の新規整備

平成 25 年度（2013 年度）に整備した阪急吹田駅前ポケットパーク

身近な公園・緑地は、地域住民が日常的にみどりにふれあい、憩い、集える空間として重要な施設です。

これまで計画的に公園・緑地の整備を進めてきましたが、近年は用地を購入して新たに公園・緑地を整備していくことが困難な状況にあり、公共の遊休地の一部を活用してポケットパークを整備したり、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた　すまいる条例）」に基づき、大規模開発事業により設置される公園、緑地又は広場の寄附・帰属を受けたりするなどして、身近な公園・緑地を確保してきました。

計画的に公園・緑地が整備されている千里ニュータウンや「土地区画整理事業」が行われた地区などを除き、引き続き身近な公園・緑地の整備を進めていきます。

②地域に応じたみどりの拠点をつくる

基本施策 12　まちづくりに併せたみどりの拠点の創出

「北大阪健康医療都市（健都）」

土地区画整理事業の施行、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備など、適切な土地利用の誘導と都市施設の整備による一体的な市街地整備が行われるまちづくりでは、都市計画道路の整備による街路緑化、駅前交通広場の整備による緑陰空間の創出、都市公園の整備などと合わせて、市民、事業者をはじめとする様々な主体との連携・協働による地域の緑化活動を行うことにより、新たなみどりの拠点を創出することができます。

現在進められている、「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくり、千里山駅周辺のまちづくり、南吹田地域のまちづくりに併せ、まちづくりの条件に応じた緑化を図ることにより、拠点的なみどりの創出に取り組んでいきます。

基本施策 13　大規模な公園・緑地の未開設区域の整備

商業地・業務地をはじめとするまとまったみどりが少ない地域では、大規模な都市公園を確保する必要性が高いといえますが、市全域が市街化区域である吹田市では、都市基盤が既に整っているため、新たな都市公園を整備するための用地を確保することが容易ではありません。

このため、既に都市計画決定されており、かつ未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めることとし、紫金山公園と片山公園の整備を促進するとともに、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえて服部緑地の整備を促進するよう働きかけていきます。

しかしながら、近年は都市計画公園の未開設区域への対応が課題となっていることから、平成 25 年（2013 年）６月に大阪府都市計画協会が策定した「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」を参考に、現時点において市が用地を取得していない区域の整備方針を再検討し、必要に応じて都市計画を見直します。

みどりを活かす

①生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める

基本施策 14　拠点・骨格となるみどりの保全

万博記念公園・千里緑地・大阪大学のみどりのネットワーク

まとまったみどりを形成する大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大学のみどり、大規模な河川は、市民に利用されるだけではなく、生物多様性の確保、環境保全、景観形成、防災などの面からも重要な役割を担っていることから、みどりの拠点・骨格として位置づけられます。

みどりのネットワークの形成を進めていくためには、新たなみどりを生み出していくことも大切ですが、今ある拠点・骨格となるみどりを保全していくことが必要不可欠であることから、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、今ある拠点・骨格となるみどりを保全し、次世代へ継承していきます。

基本施策 15　ネットワーク軸となるみどりの形成

「緑の遊歩道」

連続性のあるみどりは、みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸を形成するための重要な要素となっています。豊かに育まれた街路樹などの道路のみどりや、水と植物が一体となった水辺空間である中小河川と水路は、市民の散策と生き物の生息・移動のための空間となるほか、延焼の防止や遅延などの防災にも役立ち、四季折々に地域の特色と個性をあらわす景観も形成します。また、駅前交通広場のみどりや車窓から見えるみどりは、普段の生活の中で、より身近にみどりを感じさせてくれます。

これまで吹田市では、都市計画道路の整備による道路の緑化、糸田川における市民参画・協働による桜並木の整備、暗渠化した味舌水路の地上部における花・緑・せせらぎのある遊歩道の整備、「北大阪健康医療都市（健都）」における約 3km に及ぶ「緑の遊歩道」の整備、阪急南千里駅、阪急千里山駅、JR 岸辺駅の周辺整備による緑化など、道路、中小河川、水路、鉄道沿線の緑化により、ネットワーク軸となるみどりの形成に取り組んできました。

今後も、点在するみどりを繋いでネットワーク性を強化するため、大阪府、鉄道事業者、市民などの多様な主体と連携・協働しながら、ネットワーク軸となるみどりを形成していきます。

基本施策 16　在来生物の生息・生育環境の保全

ヤマサギソウ

人間は、他の生物とのつながりの中で生きており、多様な生物が相互に影響しあってバランスを維持している自然環境から様々な恵みを受けて生活を営んでいます。

近年、地球上の生物種の絶滅速度が増し、多くの生物が危機にさらされている中、吹田市においても、宅地開発などによる里山や耕作地の減少、さらに人間により持ち込まれた外来生物、地球温暖化の影響などの様々な危機に曝された結果、かつて市内で頻繁に見られたクロメダカやカンサイタンポポなどの動植物を目にする機会が少なくなってしまいました。一方で、市民参画・協働による取組を通じて、ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリなどの貴重な動植物が生息・生育している場所もあります。

今後も、市民、事業者をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、生物調査、植生管理、外来生物の駆除などに取り組み、在来生物の生息・生育環境を保全していきます。

②今ある公園･緑地を充実する

基本施策 17　公園・緑地の再整備

安威川公園の防災施設

公園・緑地は、日常の憩いの場、レクリエーションの場として、子供をはじめ、高齢者や障がい者などを含む全ての市民にとって利用しやすい施設である必要があります。また、災害時に役立つ防災機能がある公園・緑地、環境に配慮した資源循環型の設備がある公園・緑地、生き物とのふれあいを通じた環境教育・学習ができる公園・緑地など、社会要請に応じた公園・緑地づくりは、今後より一層重要になっていくことが考えられます。

これらを踏まえ、鉄道駅周辺のまちづくりなどに合わせて行う全面的な再整備も含め、バリアフリー化や機能強化などの目的に応じた公園・緑地の再整備に取り組んでいきます。

基本施策 18　公園の運営管理

これまでの公園管理は、市民の休養、遊戯、運動、教養などの多目的な利用に対し、安全確保、機能保全、施設維持などの視点から規制的な色合いが強くありました。近年、公園を取り巻く状況は大きく変化しており、多様な利用ニーズへの柔軟な対応が求められています。多くの市民に利用され、利用者の満足度を向上するためには、これまで行ってきた、利用環境と施設条件を良好に維持することを目的とする維持管理、都市公園法や「都市公園条例」に基づき公園の健全な発達を図ることを目的とする法令管理に加え、公園利用を積極的に支援すること、多様な利用ニーズに柔軟かつ適切に対応すること、他の公園利用者や周辺住民などとの利害の対立を防ぐこと、現状の公園利用が適切かどうかを評価して必要な改善策をとること、公園施設の利用に伴う安全確保を図ることを目的とする運営管理にも取り組んでいく必要があります。

このため、市の組織や事業予算も考慮しながら、公園ごとに維持管理や運営管理などに関する方針を定めたガイドライン（パークマネジメントプラン）の策定や、運営管理の方法と運営管理体制の確立などの検討を進めていきます。

③人と地域を育む場としてみどりを活かす

基本施策 19　みどりのまちづくり意識の普及・啓発

「千里の竹あかり」

これまで吹田市では、花とみどりの情報センターの管理運営や広報活動などを通じ、市民がみどりのまちづくりに参加するきっかけづくりとして、みどりのまちづくり意識の普及・啓発に取り組んできました。また、千里の竹林の保全啓発と竹とのふれあいの場の提供を目的とした「千里の竹あかり」と「たけのこ掘り」、緑化意識の向上を目的とした「花と緑のフェア」、街路樹の大切さについての啓発を目的とした「街路樹写真コンクール」、市民寄附による緑化を目的とした「人生節目の記念植樹」などのイベントを開催してきました。

今後、これらの取組を一層促進するとともに、イベントの開催にあたっては、市民、事業者との連携・協働のもと、企画・運営への市民参画を進め、市民が市民に対してサービスを行う仕組みづくりや地域に応じた特徴あるイベントの立案などに取り組んでいきます。

基本施策 20　みどりが持つ多様な効果の活用

「移動図書館ゆめぶんこ」

みどりが持つ生物多様性保全、環境保全、防災、景観形成の機能は、みどりが存在することにより、その効果を発揮するものであり、私たちの生活に自然との共生、安全な暮らし、美しい景観などを提供してくれます。また、みどりが持つレクリエーションの機能は、みどりを利用することにより、その効果を発揮するものであり、遊戯、休養、運動などの余暇活動を通じて私たちの日常生活にうるおいとやすらぎを提供してくれます。

これらの効果に加え、自然の中での観察と体験活動を通じた環境教育・学習、「花と緑、水めぐる遊歩道（愛称：ぶらっと吹田）」めぐりを通じた市民観光、公園での運動プログラムを通じた健康づくり、「移動図書館ゆめぶんこ」を活用した公園での子育て、公園での夏祭りを通じた地域コミュニティの強化など、みどりを活用することによりもたらされる副次的な効果にも着目し、公園・緑地の運営管理や情報発信などの積極的な働きかけを通じ、市民にみどりが持つ多様な効果の発見・認識を促すとともに、有機的に活用していきます。

市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める

①市民参画・協働を支える仕組みをつくる

基本施策 21　花とみどりの情報センターの充実

江坂花とみどりの情報センター

吹田市では、平成８年（1996 年）に江坂花とみどりの情報センター、平成 24 年（2012 年）に千里花とみどりの情報センターを設置しました。花とみどりの情報センターでは、みどりに関する情報の収集と提供、講習会と展示会の開催、相談と指導を行うほか、講習室、会議室、展示スペースの貸出しを行うなど、花とみどりに関する情報の普及を図るとともに、花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供しています。近年は、公募による「指定管理者制度」を導入した管理運営を行っており、市民サービスの一層の向上と管理運営費の節減に努めています。

今後、江坂花とみどりの情報センターを「園芸緑化情報を通じたみどりの普及・啓発施設」、千里花とみどりの情報センターを「調査・研究情報を通じたみどりのまちづくり実践型シンクタンク施設」と位置付け、両施設による機能連携のもと管理運営します。本計画を実践していくための具体的な調査・研究、地域の公園・緑地や道路のみどりなどを主体的に維持管理・運営管理する市民ボランティアの育成、市民ボランティアで構成する組織の支援、プラットフォーム型の市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立・運営などに取り組み、両施設の機能の充実を進めます。

基本施策 22　みどりの人材育成

吹田市は、豊かな経験に裏打ちされた高度専門的な知識・技術を活かし、余暇活動としてみどりのまちづくりに取り組む市民ボランティア力に恵まれた自治体です。

今後、地域の公園と道路のみどりを主体的にマネジメントし、本計画に基づく施策の実践を通じて諸課題の解決を目指す市民ボランティアの組織化を働きかけます。また、千里花とみどりの情報センターにおいて、会議や勉強会などの開催を通じた体制の強化や資機材の貸与などを行うことにより、運営を支援するとともに、広く市民を対象とし、樹木診断、パークマネジメント、ビオトープ管理など、みどりのまちづくりに関する高度専門的な知識・技術を習得することができる講習会を年間を通じて開催し、地域で活躍する市民ボランティアを育成します。

基本施策 23　市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立

本計画を進めていくためには、行政だけではなく、市民、事業者の積極的な参画と協働による取組が必要不可欠です。吹田市では、花とみどりの情報センターを活用し、市民参画・協働による取組を担う人材を育成するとともに、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用した公園・緑地と道路のみどりの維持管理、「花と緑のフェア」や「千里の竹あかり」などのみどりのまちづくり意識の普及・啓発イベントの開催、市民寄附による桜並木の整備など、市民参画・協働による取組を進めてきました。

今後、このような取組を更に進めていくため、人材育成や公共のみどりの維持管理のほか、公園・緑地の運営管理、民有のみどりの保全、調査・研究、本計画の進行管理などの幅広い活動の土台となる市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織として、「（仮称）みどりのコラボ」の設立・運営に取り組んでいきます。

基本施策 24　みどりの助成制度の見直し

「生垣等緑化推進助成制度」

吹田市では、市民、事業者によるみどりの保全活動や創出活動などを支援するために、「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく「樹木等保護制度」と「みどりの協定（みどりの保護及び育成に関する協定）制度」のほか、「生垣等緑化推進助成制度」、「大気浄化植樹事業助成制度」、「遊園環境整備助成金制度」といった様々な助成制度を設けています。

「樹木等保護制度」は、民有の古木・大木を保護するため、指定した「保護樹木」・「保護樹林」の剪定や施肥などの維持管理行為に対する費用の一部を助成する制度ですが、良好に古木・大木を保全するための予防措置行為に対する助成を求める声も上がっています。また近年、地球温暖化や生物多様性に対する社会認識が高まり、みどりの機能が重要視されるなど、みどりに対する捉え方が変化し、屋上緑化・壁面緑化などの新たな助成制度の創設を求める声も上がっています。

このため、社会要請と助成の対象・条件との差異が生じている制度については、その見直しを行い、今後もみどりの保全活動や創出活動などのきっかけづくりや継続的な支援を行っていきます。

②市民参画・協働による取組を進める

基本施策 25　市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進

市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、みどりのまちづくりに自ら取り組んでいくことにより、より豊かなみどりを育みます。また、それぞれが連携した協働の取組を進めていくことにより、豊かな関係と多様なネットワークを有する地域コミュニティを醸成しながら、多様な主体によるみどりのまちづくりを進めていきます。

基本施策 26　みどりの調査と研究

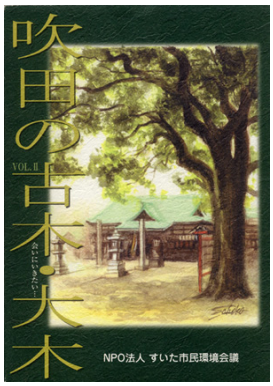

「吹田の古木・大木（NPO 法人すいた市民環境会議）」

みどりのまちづくりに関する状況把握とそれに基づく施策の具体化・見直しにあたり、基礎的な調査と幅広い研究を継続して行うことが重要です。

これまで吹田市では、行政が主体的に自然環境調査や緑被率調査などの調査と、本計画に基づく施策に関する研究に取り組んできました。一方近年、市民が独自の調査・研究活動を通じてみどりのまちづくりに関する提案を行うなど、まちづくりへの市民参画の気運が高まってきています。それと同時に、行政では、市民が行った古木・大木の調査結果を「保護樹木」・「保護樹林」の指定に活用したり、ベニイトトンボの生息状況の調査結果を開発事業者に対する適切な誘導・指導に活用するなど、市民参画・協働の取組を始めています。また、近年では、大阪大学と締結している連携・協力に関する基本協定に基づき、みどりのまちづくりに関する連携研究についての意見交換を開始しました。

今後、このような取組を更に進めるため、「（仮称）みどりのコラボ」の活用などを検討しながら、市民参画・協働によるみどりの基礎的な調査と幅広い研究を進めていきます。

基本施策 27　「緑化推進基金」の有効活用

吹田市では、昭和 54 年度（1979 年度）に市民から「緑化に役立ててほしい」と約 4,000 万円の寄附があったことを受け、昭和 55 年（1980 年）3 月 31 日に「積立基金条例」を改正し、「緑化推進基金」を設置しました。平成 26 年度（2014 年度）末現在において、約 12 億円の基金を積み立てており、基金からの利息を一般会計の緑化予算の一部に充当し、みどりのまちづくりを進めるための事業に使用しています。

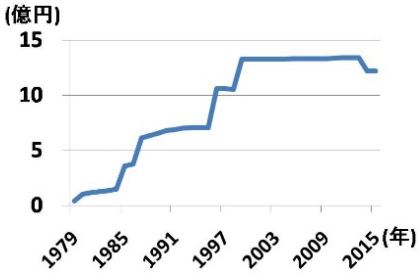

「緑化推進基金」積立額の推移

今後、利息の活用と併せて、緑化重点地区において実施する事業予算の一部に充当する場合などにおいては、適切に基金を取り崩し、有効に活用していきます。

コラム　グリーンインフラ

近年、「豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの※」として、国や地方自治体において、グリーンインフラの取組が推進されています。

※「『グリーンインフラ』とは（新たな国土計画における位置づけ）、国土交通省」より引用

【構成要素と対象】

主に緑・水・生きものを要素として構成される公園、街路樹、農地、屋上・壁面が緑化された建物などのみどりは、全てグリーンインフラであると捉えることができます。

【特徴】

従来のインフラ（グレーインフラ）が、単一の機能を提供するために造られる人工構造物であるのに対し、グリーンインフラは、多様な機能を提供する自然的・半自然的・人口的なみどりであり、従来のインフラを代替・補足する新たな都市基盤です。

【具体的な効果】

都市魅力・居住環境の向上、生物多様性の確保、防災・減災などが図られるだけではなく、自然環境の保全・再生と併せて、居住人口・交流人口の増加、土地の資産価値の向上などが図られ、結果として、都市の活性化や雇用の増加にも資することが可能となります。持続可能な社会の実現にあたっては、みどりそのものもインフラであるという認識のもと、グリーンインフラの取組を推進していくことが重要です。

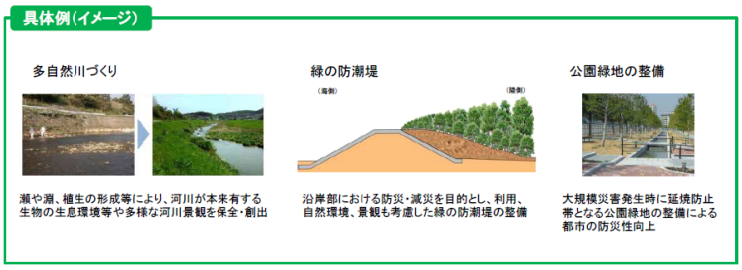

グリーンインフラの具体例（イメージ）
（国土交通省資料より引用）

都市における取組
（国土交通省資料より引用）